

令和6年度 岩手県市町村医師養成事業修学生 募集要項

※岩手県国民健康保険団体連合会市町村医師養成事業実施規則等の一部改正を予定していることから、修学資金制度を一部変更する場合があります。

岩手県・岩手県内各市町村
岩手県国民健康保険団体連合会

令和6年度岩手県市町村医師養成事業修学生（以下「修学生」という。）を次のとおり募集いたします。

1 応募資格

将来、岩手県内の市町村立病院・県立病院等の医師として業務に従事しようとする意思を持つ者であって、次に該当する者。

(1) 令和6年4月に大学の医学部に入学（学士編入学の場合を含む。）する者。

なお、大学の別は不問とし、岩手県外出身者も応募できますが、応募者多数の場合は岩手県内出身者を優先します。

おって、医療局医師奨学資金貸付制度（岩手県医療局実施）とは併せて応募することができますが、併願者は両制度に重複して採用されることはありません。

また、大学卒業又は大学院修了後に医療機関等での勤務が義務付けられている他の奨学金制度との併願はできません。

2 募集人員

8人

3 貸付金額

(1) 貸付月額 200,000円

(2) 入学一時金 7,600,000円

ただし、入学一時金の貸付けは、私立大学医学部入学者（学士編入学の場合を含む。）を対象とし、大学独自の修学資金制度を併用した者は貸付け対象外とします。

4 貸付期間及び貸付方法

(1) 貸付期間 大学を卒業する月まで。

(2) 貸付方法 貸付月額を毎月貸付けます。

ただし、入学一時金は1回目の貸付け時に貸付けることとし、令和6年4月分については5月分と併せて5月中に貸付けます。

5 保証人

(1) 修学資金の貸付けを受けようとする者は、保証人2人を立てなければなりません。

(2) 保証人は修学生と連帯して債務を負担します。

(3) 保証人は独立して生計を営む成年者で、うち1人は県内に居住する者でなければなりません。

なお、岩手県内居住者の保証人が確保できない場合であっても、例外的に貸付けの申し込みを行うことができますが、岩手県内居住者の保証人がいる者を優先して貸付けます。

(4) 応募者に父母がいる場合、保証人のうち1人は父又は母でなければなりません。

ただし、父又は母の両者がいない場合、兄弟等の近親者を保証人としなければなりません。

6 償還の免除

医師免許取得後、2年間の臨床研修を受けた後、一定の期間内に貸付けを受けた年数と同じ期間を岩手県内の市町村立病院・県立病院等で勤務すること（義務履行）により、償還が免除されます。

ただし、私立大学医学部入学者（大学独自の修学資金制度を併用する者を除く。）は、岩手県内で2年間の臨床研修を含め、義務履行期間を通算して修学資金の貸付けを受けた期間の1.5倍に相当する期間、医療に従事することにより、償還が免除されます。

なお、義務履行の対象となる施設は、**市町村医師養成修学資金に係る基本配置パターン**（別紙参照）によります。

7 臨床研修病院の指定

大学卒業後の臨床研修は、原則として**岩手県内の臨床研修病院で実施**してください。

なお、私立大学医学部入学者（大学独自の修学資金制度を併用する者を除く。）の臨床研修は**岩手県内で実施することとし、義務履行期間とします。**

8 申請方法

(1) 申請書類の提出

岩手県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に直接持参又は書留郵便により募集期限までに提出してください。

【提出書類】

①	市町村医師養成修学資金貸付申請書	様式1
②	健康診断書	様式2
③	面接試験調査票	様式3
④	戸籍抄本	
⑤	履歴書	様式4（写真を貼ること）
⑥	個人情報利用目的等通知書兼同意書	様式5
⑦	生計を一にする方の 令和5年度の所得課税証明書	令和4年所得分、市町村長が 発行するものに限る
⑧	合格通知書の写し及び高等学校在学中の調査書（学業成績表等を記入したもの）	新入生
	在学する大学の在学証明書及び現学年直前の学業成績表	学士編入学の方

なお、②及び⑧については、発行先の都合により書類の発行が遅れる場合、国保連事務局に前もって提出時期の見通しについて申し出て、指示を受けてください。

(2) 提出期間

令和6年2月19日（月）～4月10日（水）

9 選考

選考は書類審査及び面接により行うこととし、面接は次により実施します。

(1) 面接日

ア 令和6年2月19日（月）から3月13日（水）までに申込書を受理した者
令和6年3月23日（土）に実施。

イ 令和6年3月14日（木）から4月10日（水）までに申込書を受理した者
令和6年4月20日（土）に実施。

(2) 面接場所

岩手県国保会館（盛岡市大沢川原三丁目7番30号）

(3) 面接方法

面接委員は3人とし、応募者ごとに個別に実施することとし、面接にあたっては、原則として応募者本人と父母のうちいずれか1人の計2人によるものとします。

ただし、独自に生計を営む応募者については、父母の同席を不要とします。

※新型コロナウイルス感染症等の影響により別会場に変更又はWeb面接に変更する場合があります。

10 貸付けの決定

別に定める市町村医師養成事業貸付けに係る面接判定及び選考基準に基づき、面接委員が判定し、国保連理事長が決定します。

また、貸付けの告知は、4月下旬に応募者本人に対して文書により通知します。（公表はしません。また、採否の問い合わせには応じません。）

なお、貸付けが決定した場合、保証人連書の誓約書を提出していただきます。

11 その他

国保連ホームページにも募集要項や各種様式を掲載しています。

また、市町村医師養成修学資金貸付事業に関する具体的な内容については、別紙「岩手県市町村医師養成事業の概要」を参照してください。

12 申込み及び問合せ先

〒020-0025

岩手県盛岡市大沢川原三丁目7番30号

岩手県国民健康保険団体連合会 保健介護課

TEL 019-623-4324 FAX 019-622-1668

13 事業の協同実施者

岩手県保健福祉部医療政策室

TEL 019-629-5427 FAX 019-626-0837

岩手県内各市町村